

中野区バリアフリー基本構想(改定素案)から(改定案)への主な変更点

項目	項	主な変更点	変更に関わる意見の番号	
はじめに		中野区バリアフリー基本構想の改定の背景や区が目指すまちの将来像や歩きたくなるまちづくりとの関連を示すとともに、本構想で記載するバリアフリー化の方針や施策は、区だけで実施するのではなく東京都や交通管理者、公共交通事業者等の各施設管理者の協力を得ながら実施することがわかるように記載した。	1・2・3	
第1章 中野区バリアフリー基本構想の改定	1-2 位置づけと計画期間 (3)ユニバーサルデザインとバリアフリー	P-4	2段落目の文章の末尾を「ユニバーサルデザインとの関係についても明記されました。」から「ユニバーサルデザインの考え方も含めたものとなりました。」に変更した。 3段落目2行目の文章を「バリアフリー法の目的に沿った取組を促進することが、より多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境づくりにつながり、それがユニバーサルデザインの推進にもつながります。」から「年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすい都市及び生活環境を考え、バリアフリー法の目的に沿った取組を促進することが、より多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境づくりにつながります。」に変更した。 また、「図1-5 ユニバーサルデザインとバリアフリー」の表現を変更した。	4
第3章 バリアフリー化の方針 (移動等円滑化促進方針)	3-3 移動等円滑化促進地区の選定 (4)区域の設定	P-22~35	移動等円滑化促進地区図で示されている生活関連経路にて区道と都道の色を変更した。	6
	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (3)道路	P-37, 38	道路のバリアフリー化の方針に「開かずの踏切等の除却に向けた取組を推進します。」を追記した。また、「【コラム】西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟」を追加した。	13
	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (5)建築物	P-39	建築物のバリアフリー化の方針の2段落目に「また、第4次中野区住宅マスタートップランに基づき、誰もが暮らしやすい住宅の整備に向け、バリアフリー住宅の普及を促進します。」を追記した。	22
	3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針) (6)心のバリアフリー	P-40	心のバリアフリーの方針の項目名を【障害への理解促進・啓発活動】から【支援や手助けを必要とする多様な方々への理解促進・啓発活動】に変更した。 心のバリアフリーの方針の項目の【施設利用者のマナー向上】を削除し、【支援や手助けを必要とする多様な方々への理解促進・啓発活動】に内容を含めた。 また、記載内容を「誰もが施設を円滑に利用できるよう、支援を必要とする人への適切な配慮の促進や施設利用におけるマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。」から「多様な方々の移動や施設の利用等の生活上における支障や不安を周囲の人々が理解し、適切な配慮を促進するための広報・啓発活動を推進します。」に変更した。 また、「声かけ・サポート」運動のポスターを追加した。	29 30
第4章 バリアフリー化の施策	4-2 特定事業等の設定 (2)特定事業の設定までの流れ	P-51	図4-3 特定事業の設定までの流れに「対応困難な事業等」を「施設改修等の機会において実施の検討」する旨を追記した。	38
	4-3 地区ごとの特定事業 (1)新中野地区～(7)鷺ノ宮地区	P-60~81	重点整備地区図で示されている生活関連経路にて区道と都道の色を変更した。	6
	4-4 利用者視点のバリアフリー化の検討	P-83~85	今後の施設の改修等の機会における検討素材とするため特定事業への設定ができなかつた施設のバリアフリー化に関わる主な区民意見を記載した。	38
資料編	資料5 まち歩き点検 (2)主な意見	P-108~115	各地区のまち歩き点検にいただいた意見を追記した。	38